

維新ランナーズ会員規約

第1条 名称および所在

当会は、「維新ランナーズ」と称し、事務局を山口市に置く。

第2条 目的

ランニングを通じて会員相互の親睦をはかり、楽しく健康増進することを目的とする。また、「無理せず、楽しく、正しく走る」ことを普及し、健康であることに感謝し、ランニングで「元気な社会づくり」へ貢献する。

第3条 事業

前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 定期練習会
- 2) オプション練習会
- 3) トレイルラン
- 4) 各種大会への参加
- 5) 親睦会、反省会
- 6) その他

第4条 運営

各会員が「主体性」を持って相互協力し行うものとする。

第5条 入会資格

当会に入会できる方は、当会の趣旨に賛同した男女とする。

第6条 入会手続き

入会希望者は、所定の入会手続きを行い、当会が定める会費を納入しなければならない。

第7条 会費

会費は入会金、月会費とする。

入会金は初年度のみ1,000円とする。

月会費は200円とし、原則として1年分を一括で支払うものとする。ただし、年度途中に入会する場合は、入会月からの月数で算出した額を入会申込書と同時に納入するものとする。なお、家族会員については、月会費を半額とする。

当会会費の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

第8条 休会

会員は、諸事情により休会する場合、前月末までに休会届けを提出し、その旨を事務局まで申し出なければならない。休会中に年度が変わった場合、会費については、復帰月の前月までの支払いを免除する。

第9条 退会

会員は、退会する場合、退会届けを提出し、その旨を事務局まで申し出なければならない。退会者は再入会可能である。

第10条 更新

更新は、会員の退会の意思表示がない場合、自動更新とし、2月末までに会費を支払うものとする。ただし、退会を希望する者は第9条に記している手続きを行わなければならない。

第11条 会員資格の停止・喪失

当会では、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができる。

- 1) やむをえない理由を除き、会費を3ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しないとき。
- 2) 規約、その他当会が定める規則に違反したとき。
- 3) 当会の名誉、信用を損なう行為、または秩序を乱す行為があったとき。
- 4) その他、会員としての品位を損なうと認められる非行があったとき。

第12条 会費の不返還

年度途中で退会する場合、一旦納入された会費は返還しない。

第13条 役員

当会には次の役員を置く。

- 1) 会長 1名：本会を代表し会の運営にあたる
- 2) コーチ 若干名：会員の指導にあたる
- 3) 幹事 若干名：会長を補佐し、会の運営にあたる
- 4) 会計 若干名：会費の出納業務を担当する
- 5) 監査役 若干名：会の会計を監査する
- 6) 事務局 若干名：会運営の事務調整を担当する
- 7) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない

第14条 総会

毎年一月に定期総会を開催する。総会は会員の3分の2（委任状を含む）以上の出席で成立するものとし、総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

総会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1) 事業報告、決算、事業計画、予算の決議および承認に関すること
- 2) 規約の改正に関すること
- 3) 役員を選任に関すること
- 4) その他

第15条 役員会

会長、コーチ、幹事、会計、事務局によって構成し、定例役員会を隔月行うこととし、必要な場合は、臨時役員会を開くことができる。

第16条 事故

会員は自己の責任と管理のもとで当会に参加するものとする。当会内で発生した盗難、傷害、その他事故について当会は一切責任を負わないものとする。

第17条 細則

この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

第18条 附則

本規約は平成25年1月26日より施行する。

本規約は平成26年1月25日より改正施行し、同1月1日に遡及して適用する。

本規約は平成27年1月24日より改正施行し、同1月1日に遡及して適用する。

本規約は平成29年1月28日より改正施行し、同1月1日に遡及して適用する。

本規約は令和2年1月25日より改正施行し、同1月1日に遡及して適用する。

【細則】

第1条 会の運営

1) 役割分担

会を円滑に運営するため、役員等は相互に協力し、別表の業務を行う。
総会にて役員を決定し、その後の役員会にて役割を決定する。

2) 定期練習会当番

定期練習会開催のため練習会毎の当番をおく。
当番は持ち回りで練習会を運営し、受付テーブル等、必要な物品の出納を行う。
他の会員は当番に積極的に協力する。

第2条 会計

1) 予算

会費を要する当会事業の計画および予算は、総会の承認を得なければならない。

2) 決算

当会の事業報告及び決算は、会計報告とともに、会員の中から選出した監査役の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

3) 繰越金

当会事業で生じた残金は事務局管理の下で次年度繰越金とする。ただし、予定事業の変更等により多額の余剰金が発生した場合は、役員会の議決を持って会員に返還することができる。

4) 会費の振込

会費は以下の口座に振り込むものとする。
山口銀行阿知須支店 (041) 口座 5009878
維新ランナーズ会長 中村 明
ishinranners@kaiyoko.com アキラ

第3条 企画行事の立案実行

1) 企画行事の案内

臨時練習会、懇親会、ウェアや旗の製作等の企画立案者は、幹事としてML、電子メール、電話等で会員に案内する。

2) 企画行事の実行

企画行事の幹事として、他の会員の協力が必要な場合は、参画者を募って実行グループを組織する。

3) 費用・資産

会計は企画行事ごとに行う。費用は原則として企画参加者から徴収し、役員会の承認をもって会費から充当する。生じた資産および残金は事務局に預託する。

役員会を含む行事について発生する交通費、印刷費、物品借り上げ費等について、会員は事前に事務局に申し出ることにより実費を請求することが出来る。なお、領収書の無いものについて、会の定める基準により支出する。

①交通費 目的地までのキロ数に30円を乗じる。

②印刷費 単価はA4で白黒10円、カラー30円とし、枚数を乗じる。なお、A3の場合は白黒20円とする等、サイズにより調整する。

③物品借り上げ費 会員の物品をイベント用に借り上げた場合、以下の表による金額を目安とし、支出することができる。

4) ペースランナー

下関海響マラソン、萩城下町ハーフマラソンにおいて、会の定めるペースランナーを担当した場合は、参加料の半額程度を助成する。

物品借り上げ料金表

品名	区分	金額
テント（ドーム型5人用）	1張1泊につき	2,000円
タープ	1張1泊につき	1,100円
毛布	1枚1回につき	400円
シュラフ	1式1回につき	800円
はんごう	1個1回につき	300円
やかん	1個1回につき	300円
コッヘル	1式1回につき	400円
キャンプ鍋	1個1回につき	300円
包丁・また板セット	1式1回につき	300円
テントマットレス	1枚1回につき	300円
ツーバーナー（ホワイトガソリン別）	1式1回につき	900円
シングルバーナー（ホワイトガソリン別）	1式1回につき	700円
ランタン（電池別）	1式1回につき	700円
机・椅子セット	1式1回につき	1,300円
懐中電灯	1個1回につき	300円
バーベキューセット	1式1回につき	1,400円

《参考》

大原湖キャンプ場レンタル料金×1.3で、四捨五入